

通知カードが使用できるかどうかの判断基準

1 通知カード受取後に氏名や住所に変更がない場合⇒**継続して使用可能**

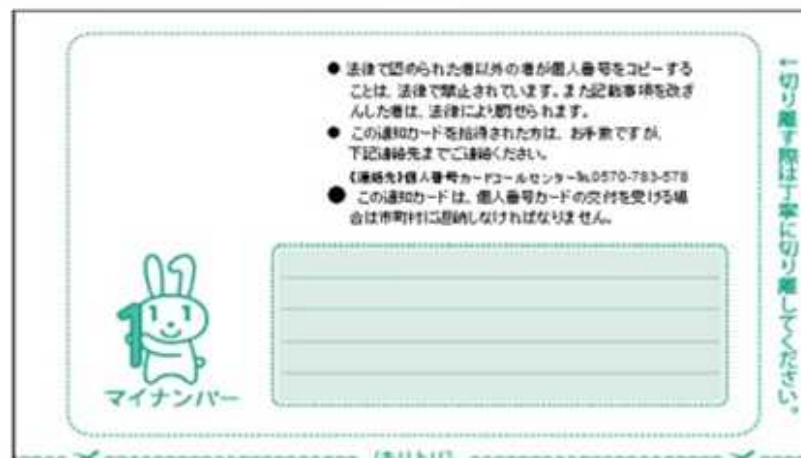
最新の住民票上の氏名: 番号 花子

最新の住民票上の住所: ○○県△△市□□町○丁目△番地1-1-1

表



裏



2 通知カード受取後に氏名や住所に変更があり、通知カードの裏面に追記されている場合⇒**継続して使用可能**

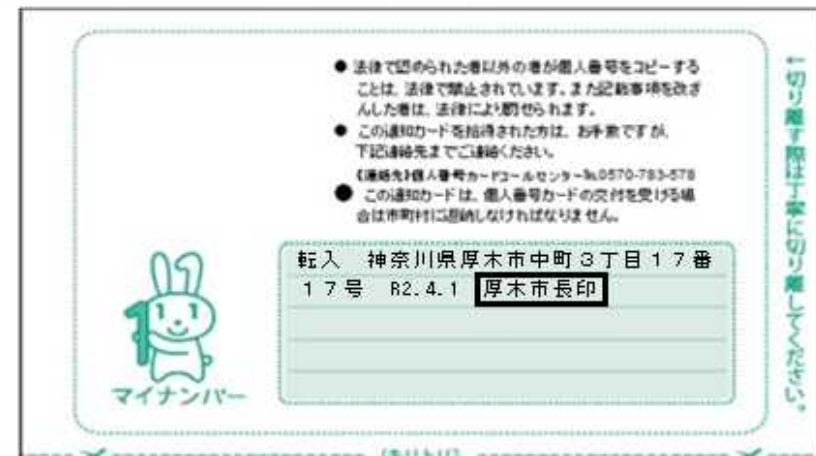
最新の住民票上の氏名:番号 花子

最新の住民票上の住所:神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

表



裏



裏面に最新の情報が記載されていれば氏名や住所に変更がない場合と同様に利用可能

3 通知カード受取後に氏名や住所に変更があり、通知カードの裏面に追記されていない場合⇒**使用できない**

最新の住民票上の氏名:番号 花子

最新の住民票上の住所:神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

表



裏



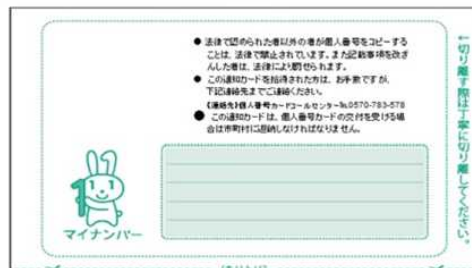
4 令和2年5月25日以降に氏名や住所に変更があった場合 ⇒変更があった時点で使用できなくなる

- (1) 令和2年5月25日時点の住民票上の氏名
:番号 花子
令和2年5月25日時点の住民票上の住所
:〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1
令和2年9月1日以降の住民票上の住所
:神奈川県厚木市下古沢548番地

表



裏

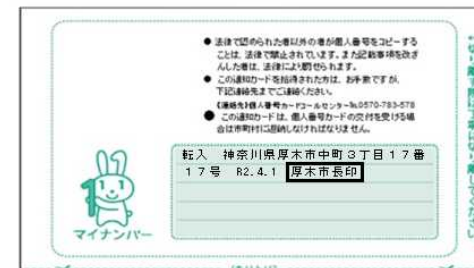


- (2) 令和2年5月25日時点の住民票上の氏名
:番号 花子
令和2年5月25日時点の住民票上の住所
:神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
令和2年9月1日以降の住民票上の氏名
:厚木 花子

表



裏



(1)は通知カード受取後に住所や氏名の変更がなく令和2年9月1日に初めて変更がされる場合。

(2)は通知カード受取後に住所のみ変更があるが、新住所が追記されている場合。

いずれの場合も令和2年9月1日をもって住所や氏名に変更が生じるため、令和2年8月31日までは通知カードを継続して使用可能、9月1日以降は使用ができなくなる。